

(14) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東伯郡三朝町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金287,427円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年3月21日

(2) 事故発生場所

倉吉市大原地内

(3) 事故の状況

東伯郡三朝町個人が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を和解の相手方所有の普通乗用自動車で走行中、沿道の斜面から落下してきた石が当たり、同車両が破損したものである。